

厚生労働省職員（医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室長）の募集について

令和5年5月16日

厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の室長・企画官級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

1. 公募する職員

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室長 1名

2. 職務内容

別紙のとおり

3. 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4. 応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

- ・室長・企画官級の職員に加え、課長補佐級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

5. 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、5月31日（水）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

6. お問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 伊藤、北村

電話 03-5253-1111（内線 7071、7076）

医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室長の職務内容

人口減少やそれに伴う有収水量の減少が進む中、水道事業の経営状況は厳しい状況となっている。また、高度経済成長期を中心に整備された水道施設の老朽化が進むとともに、水道事業を担う人材不足が深刻になっている。将来にわたって、国民に安全・安心な水を届けるために、水道管路の更新や水道の広域化、官民連携の推進などの水道事業の基盤強化を図るとともに、引き続き水質保全に取り組むことが必要である。

水道計画指導室長（医薬・生活衛生局水道課）は、課長の指示の下、水道事業者や水道用水供給事業者への指導・監督、水道事業の広域化や民間事業者の活用等の推進等の業務に取り組む。

【主な業務】

- 1 水道事業者・水道用水供給事業者の指導・監督
 - ・ 水道事業者・水道用水供給事業者への指導・監督に関する企画・立案、自治体や関係者との調整等を行う。
- 2 水道事業の広域化や官民連携の推進
 - ・ 水道事業の広域化や官民連携の推進に関する企画・立案や自治体への技術的支援、関係府省等との調整等を行う。

【求められる能力】

- ・ 水道事業に関する知識を有することが望ましい
- ・ 企画・立案、総合調整に関する実務経験を有することが望ましい